

◆事業系ごみの分け方・出し方

- ・排出段階で分別を徹底することにより、ほとんどのものがリサイクル可能となります。分別の品目を参考に分別の徹底をお願いします。(なお、この分別はすべての事業所にあてはまるものではありません。)
- ・事業所から排出されるリサイクル可能な古紙類は、種類ごとに分別してリサイクルしてください。新潟市では、リサイクル可能な古紙類は、焼却施設に搬入できません(古紙類の搬入規制)。

まずは、リサイクルできないか検討してみましょう。

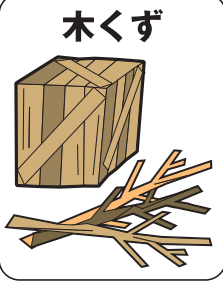







- ①資源になるものはリサイクル業者に引き取ってもらいましょう。
- ②やむを得ず、ごみとして処分する場合は、許可業者へ処理委託するか、施設へ直接搬入してください(産業廃棄物を除く)。

品目	例(種類)	処理・搬入先	注意点等
古紙類 	紙パック OA紙 雑誌・雑紙 新聞紙 段ボール	リサイクル業者 別紙P2参照	○古紙のリサイクル業者か一般廃棄物の許可業者へ委託し、リサイクルしてください。 ○機密文書もリサイクルできる業者もあります。
生ごみ 	食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣等	リサイクル業者 別紙P2参照 生ごみ処理機による堆肥化 P11参照	○排出量100トン/年以上の食品関連事業者は食品リサイクル法により、減量・リサイクルが義務づけられています。 ○リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。
ペットボトル 	ペットボトル (洗浄)	リサイクル業者 別紙P2参照	○汚れが付着している場合は、一般ごみとの混合物として、焼却施設で受け入れますが、極力洗浄して分別してください。 ○リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ処理を委託してください。
廃プラスチック類 	発泡スチロール等の緩衝材類 弁当の容器 カップ麺等の容器包装類 ビニール袋 (洗浄)	リサイクル業者 別紙P3参照	

※食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。

徹底的に分別し、リサイクルしてください！

品目	例(種類)	処理・搬入先	注意点等
木くず 	梱包木材 剪定枝木など	リサイクル業者 別紙P2参照	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物のリサイクル許可業者へ委託し、リサイクルしてください。 ○リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。
缶・金属類(金属くず) 	飲食用の缶 商品の入っていた缶 その他金属類	リサイクル業者 別紙P3参照	
びん類 	飲食用のびん 商品の入っていたびん	リサイクル業者 別紙P3参照	
蛍光管・電池 	蛍光管 乾電池 ボタン電池等	リサイクル業者 別紙P4参照	
その他 	オフィスの机・椅子 ロッカー・棚等	産業廃棄物処理業者 ホームページ参照	
	家電製品・パソコン 消火器等	販売店・メーカー	
一般のごみ(焼却・破砕) 	【焼却】 使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙など 【破砕】 文房具・食器類・木製家具など	市の処理施設 (焼却・破砕)	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルできないものは、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。 ○可能な限りリサイクルするよう分別を徹底してください。

※建設業や木製品の製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。